

## 伊勢茶の振興に関する条例（仮称） 素案

※ 前回からの主な変更点については、網掛けをしています。

## 【題名】

- ・ 「伊勢茶の振興に関する条例」（仮称）としているが、正式な題名は委員間討議において検討したい。

※ 条例の題名は、条例の目的、規定の内容等を踏まえて的確に表すものとされている。

## 【前文】

- ・ 前文の規定の有無について委員間討議において検討したい。

※ 前文はその条例の制定の趣旨、目的、基本原則を述べた文章であり、前文を書くのであれば、その要旨を決定していただいた上で、事務局で案を作成する予定。

## 1 目的

- ・ この条例は、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、計画の策定その他の伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関し必要な事項を定めることにより、伊勢茶の振興を図ることを目的とする。

※ 例えば「伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保」など条例上頻出する長い表現については、略称規定を設けることも考えられる。

## 2 定義

- ・ 伊勢茶の定義について条文上どのように表記（定義）するかは、今後改めて検討することとしたい。

※ 以前の特別委員会において、「三重県産のお茶全般を広く対象とすること」で決定したもの。

※ 上記のほか、条例上において定義すべき用語があれば、定義規定に加える。

## 3 基本理念

- ・ 伊勢茶の普及の促進は、伊勢茶が県内の主要な農産物であることに鑑み、県内の飲食店、旅館、学校、家庭、地域その他の様々な場において、伊勢茶に親しむ環境を整備することを旨として行わなければならない。
- ・ 伊勢茶の普及の促進は、県内外において、伊勢茶の価値の向上及び消費の拡大が図られることを旨として行われなければならない。
- ・ 伊勢茶に親しむ機会の確保は、伊勢茶の伝統と文化に関する知識等の普及と併せて、県民が伊勢茶に愛着を持つことにつながることを旨として行われな

なければならない。

#### 4 役割等

##### (1) 県の責務

- ・ 県は、基本理念にのっとり、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

##### (2) 茶業者の役割

- ・ 伊勢茶の生産、加工又は販売の事業（以下「茶業」という。）を営む者（以下「茶業者」という。）は、茶業及びこれに関連する活動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

##### (3) 飲食店業者等の役割

- ・ 飲食店営業、旅館業等を営む者（以下「飲食店業者等」という。）は、その事業において伊勢茶又は伊勢茶を活用した飲食物の販売し、又は提供することが、伊勢茶の普及に重要な役割を果たすものであることに鑑み、これらの活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

##### (4) 茶業者等への支援

- ・ 県は、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策を講ずるに当たっては、茶業者及び飲食店業者等がする自主的な努力を支援することを旨とするものとする。

##### (5) 県民の協力等

- ・ 県民は、基本理念にのっとり、県が実施する伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策に協力するとともに、伊勢茶に親しむ機会の確保に資する活動に参加するよう努めるものとする。

##### (6) 市町との協働

- ・ 県は、市町が実施する伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策又は事業について必要な協力を行うものとする。

##### (7) 県、茶業者等との相互の連携協力体制の整備

- ・ 県は、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策を効果的に実施するため、県、市町、茶業者、飲食店業者等その他の関係者相互間の連携協力体制の整備に努めるものとする。

## 5 伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する計画（仮称）

- ・ 県は、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する計画を定めるものとする。
- ・ 上記の計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (i) 伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保の基本的な方向に関する事項
  - (ii) 伊勢茶の普及の促進のための施策に関する事項
  - (iii) 伊勢茶に親しむ機会の確保のための施策に関する事項
  - (iv) その他伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関し必要な事項
- ・ 上記の計画は、お茶の振興に関する法律第3条第1項に規定する振興計画と一体のものとして作成することができる。
- ・ 県は、上記の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 6 基本的施策

### (1) 伊勢茶の普及の促進

#### ① 飲食店営業者等による伊勢茶の販売等の促進

- ・ 県は、飲食店営業者等による伊勢茶又は伊勢茶を活用した飲食物の販売又は提供を促進するため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

#### ② 伊勢茶等による乾杯の取組の促進

- ・ 県は、市町、茶業者及び飲食店営業者等と相互に緊密な連携協力を図りながら、伊勢茶又は伊勢茶を活用した飲料による乾杯の取組を促進するよう努めるものとする。

#### ③ 伊勢茶の普及宣伝等の強化

- ・ 県は、伊勢茶又は伊勢茶を活用した飲食物の普及の促進を図るため、県内外における伊勢茶又は伊勢茶を活用した飲食物に関する情報の提供及び普及宣伝の取組を自ら行うとともに、当該取組を行う者に対する支援を行うよう努めるものとする。
- ・ 県は、上記の取組を自ら行い、及び上記の支援を行うに当たっては、茶器その他県内の特産物と組み合わせた伊勢茶又は伊勢茶を活用した飲食物の販売又は提供について適切な配慮を行うよう努めるものとする。

#### ④ 伊勢茶の新たな需要の開拓の促進

- ・ 県は、新たな伊勢茶又は伊勢茶を活用した飲食物の開発、生産、加工、

販売又は提供その他の伊勢茶の新たな需要の開拓に資する取組を促進するため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

- ・ 県は、上記の支援を行うに当たっては、伊勢茶の新たな生産の方式の導入、伊勢茶の生産者による伊勢茶又は伊勢茶を活用した飲食物の販売又は提供その他の伊勢茶の生産者が行う新たな需要の開拓に資する取組について適切な配慮をしなければならない。

#### ⑤ 伊勢茶の輸出の促進

- ・ 県は、海外市場の開拓等が伊勢茶の需要の増進に資することに鑑み、輸出に向けた体制の整備その他伊勢茶の輸出を促進するための措置を講ずるよう努めるものとする。

### (2) 伊勢茶に親しむ機会の確保

#### ① 学校、家庭、地域等における伊勢茶に親しむ機会の確保

- ・ 県は、学校の設置者等と連携し、学校において児童、生徒等に対して、伊勢茶に関する体験活動、学習の機会の提供その他伊勢茶に親しむ機会の確保に資する活動が行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ・ 県は、家庭、地域等における伊勢茶に親しむ機会の確保に資する活動を促進するため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

#### ② 伊勢茶学に基づく食育の推進

- ・ 県は、伊勢茶が古くから生産されてきたことに鑑み、伊勢茶に関する郷土の歴史、食文化等についての啓発及び知識の普及その他の【伊勢茶学（伊勢茶の伝統と文化に関する知見をいう。）に基づく食育の推進】を図るよう努めるものとする。

※ 「伊勢茶学に基づく食育の推進」については、「伊勢茶学」の定義も含めあくまで仮の表現のため、条文イメージ中において定義も含め、【】をつけている。この規定については、特別委員会において今後議論が必要。

### (3) 顕彰

- ・ 県は、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

### (4) 伊勢茶の日（or 伊勢茶月（週）間）

- ・ 伊勢茶について県民の関心と理解を深めるため、伊勢茶の日（or 伊勢茶月（週）間）を設ける。

- ・ 伊勢茶の日（or 伊勢茶月（週）間）は、●月●日（or●月（●週））とする。
  - ・ 県は、伊勢茶の日（or 伊勢茶月（週）間）において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- ※ 伊勢茶の日（or 伊勢茶月（週）間）に関する規定を設けるのであれば、どの時期が良いか、特別委員会において今後議論が必要。